

平成29年度入学生

「只見町山村教育留学生」選考基準

【目的】

只見町山村教育留学生として決定するにあたり、その基準を定めるものである。

【選考委員】

選考委員は、副町長の職にある者、教育長の職にある者、その他町長が認めた者で構成する。

【選考の期日】

只見高校Ⅰ・Ⅱ期選抜試験受験予定者の選考の期日は、町長が定める。
なお上記選考後、Ⅲ期選抜にかかる選考及び下宿による只見高校通学者の中途選考について、奥会津学習センターの受入状況に応じ町長が実施と期日を定める。

【選考の方法】

「只見町山村教育留学生」応募申込書と、学業成績証明書による書類を審査し、必要に応じ面接を行う。
なお中途選考については、応募申込書をもって審査する。

【選考の基準】

- (1) 生活態度が良好で高校生として健全な集団生活が維持できる者
- (2) 不登校の経歴が無い者
- (3) 学業成績に特に問題の無い者
(5段階評価では概ね3以上を基準)
- (4) 心身ともに健康である者
- (5) 希望者自らが留学に意欲的で地域交流に興味のある者

【決定】

上記選考基準を基本に概ね20名程度を選考し、只見町山村教育留学生に決定する。